

【精神科関連の主な掲示規定】

健康保険法に基づく掲示

例) 当院は、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の保険医療機関です。

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づく掲示事項

●院内掲示の対象（保険外併用療養費以外）

以下の 5 つの事項は、院内掲示事項及びウェブサイト掲載事項である。

入院基本料に関する事項	保険医療機関は、入院基本料に係る届出内容の概要(看護要員の対患者割合、看護要員の構成)
厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院(DPC 病院)であること	基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数
地方厚生(支)局長への届出事項に関する事項	各種施設基準及び入院時食事療養(Ⅰ)又は入院時生活療養(Ⅰ)の基準に適合するものとして届け出た内容のうち、当該届出を行ったことにより患者が受けられるサービス等
診療報酬明細書の発行状況に関する事項	明細書の発行状況に関する事項
保険外負担に関する事項	おむつ代、病衣等日常生活上のサービスに係る費用やインフルエンザ等の予防接種等、保険外負担として患者から徴収する費用

●保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等

医薬品、医療機器、再生医療等製品の治験に係る診療に関する事項
特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項
予約に基づく診察に関する事項
時間外診察に関する事項
医科点数表等に規定する回数を超えてる診療に関する事項

施設基準の規定により院内掲示規定があるもの

項目	規定
情報通信機器を用いた診療	情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わないことを当該保険医療機関のホームページ等に掲示していること。
医療情報取得加算	次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 ①オンライン資格確認を行う体制を有していること。 ②当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。 掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
医療DX推進体制整備加算	医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。原則として、ウェブサイトに掲載していること。
病院の入院基本料の基準	・病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合を当該病棟の見やすい場所に掲示 ・各勤務帯のそれぞれで、1人の看護要員が、実際に受け持っている入院患者の数を各病棟内に掲示すること。また、複数の病棟間で傾斜配置をしている場合には、各病棟の看護要員の配置状況を掲示（第3「届出受理後の措置等」の7の掲示例による）
医師事務作業補助体制加算	医師の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること
医療安全対策加算	当該保険医療機関の見やすい場所に医療安全管理者等による相談及び支援が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供が行われていること
精神科入退院支援加算	病棟の廊下等に見やすい場所に、患者及び家族から分かりやすいように、入退院支援及び地域連携業務に係る病棟に専任の職員及びその担当業務を掲示していること。
一般名処方加算	医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。原則として、ウェブサイトに掲載していること。

院内掲示・WEB サイトに掲載が必要な事項（例）

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の保険医療機関です。

1 入院基本料に関する事項

人員配置については満床が 1 年間継続した場合の数値

● 1 階病棟（50 床・精神病棟入院基本料）

精神病棟 15 対 1 入院料を算定しています。当病棟では 1 日 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯	看護職員
9:00～17:00	1 人当たりの受持ち患者数は 9 人以内
17:00～9:00	1 人当たりの受持ち患者数は 25 人以内

夜勤帯 2 名勤務として

● 2 階病棟（45 床・精神科急性期治療病棟入院料 1）

精神科急性期治療病棟入院料 1 を算定しています。当病棟では 1 日 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯	看護職員
9:00～17:00	1 人当たりの受持ち患者数は 9 人以内
17:00～9:00	1 人当たりの受持ち患者数は 15 人以内

夜勤帯 3 名勤務として

● 3 階病棟（50 床・精神療養病棟入院料）

精神療養病棟入院料を算定しています。当病棟では 1 日 10 人以上の看護要員（看護師、准看護師及び看護補助者）が勤務しています。

時間帯	看護要員
9:00～17:00	1 人当たりの受持ち患者数は 9 人以内
17:00～9:00	1 人当たりの受持ち患者数は 25 人以内

夜勤帯 2 名勤務として

● 4 階病棟（33 床・認知症治療病棟入院料 1）

認知症治療病棟入院料を算定しています。当病棟では 1 日 9 人以上の看護要員（看護師、准看護師及び看護補助者）が勤務しています。

時間帯	看護要員
9:00～17:00	1 人当たりの受持ち患者数は 11 人以内
17:00～9:00	1 人当たりの受持ち患者数は 11 人以内

夜勤帯 3 名勤務として

2 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

4 当院は●●厚生局に下記の届出を行っております。

1 入院時食事療養費（Ⅰ）

当院は、「入院時食事療養費（Ⅰ）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

2 基本診療料の施設基準等に係る届出（令和7年4月時点） 省略

3 特掲診療料の施設基準等に係る届出（令和7年4月時点） 省略

5 保険外併用療養費に関する事項について

特別の療養環境の提供に関する事（差額室料）について

当院では、特別な療養環境室（差額室）を設置しております。患者さんのご希望により当該病室へ入室される場合は差額料金をお支払いいただくことになります。ただし、治療上必要がありご入室された場合は、この限りではありません。

103号室	個室（トイレ付）	4,400円
104号室	個室（トイレ付）	4,400円

WEB サイトに掲載が必要な主な事項（精神科関連） （例）

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください

医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を診察室で閲覧または活用して診療をできる体制を実施しています。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます
- ・電子処方箋を発行する体制を有していること。

情報通信機器を用いた診療について

当院では情報通信機器を用いた診療を行うにつき、以下の体制を整備しております。

- 1 保険医療機関外で診療を実施することがあらかじめ想定される場合においては、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「オンライン指針」という。）に該当しており、事後的に確認が可能な場所で行います。
- 2 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有しています。
- 3 患者の状況によって当該保険医療機関において対面診療を提供することが困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応いたします。
- 4 情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいしません。

医療情報取得加算について

当院では情報通信機器を用いた診療を行うにつき、以下の体制を整備しております。

- 1 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
- 2 オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3 受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

後発医薬品の使用促進について

当院では厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。後発品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を当院では整備しております。なお、状況によっては、患者さんへ投与する医薬品が変更となる可能性があります。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら、当院職員までご相談ください。ご理解ご協力をお願いいたします。

一般名処方に関するお知らせ

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。特定の医薬品が不足した場合であっても、一般名処方により必要な医薬品が提供しやすくなります。また、患者さまが一般名処方の処方せんから長期収載品へ変更を希望した場合は「選定療養」の対象となり患者さまの特別負担が発生します。

【対象となる医薬品】

後発医薬品の上市後 5 年以上経過した長期収載品（準先発品を含む）

後発医薬品の置換率が 50% 以上となった長期収載品（準先発品を含む）

【自己負担額】

後発医薬品の最高価格帯との価格差の 4 分の 1

※医療上の必要性により医師が一般名処方（後発医薬品への変更不可）をした場合や、後発医薬品を提供することが困難な場合、バイオ医薬品については選定療養費の対象外です。

詳細については、厚生労働省の HP でご確認ください。

掲示と職員への周知が必要な主な事項

看護職員の負担軽減及び処遇改善について

当院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っています。

夜勤の減免制度

半日・時間単位休暇制度

所定労働時間の短縮

リハビリ職種の活用

患者外出支援における相談員・事務職員との連携

11 時間以上の勤務間隔の確保

夜勤の連続回数が 2 連続まで

看護補助業務のうち 5 割以上が療養生活上の世話

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善 に関する取り組みについて

2025年度

項目	取り組み事項	前年度に対する評価
育児休業中（4月1日現在）	0名	—
育児短時間勤務者（4月1日現在）	6名	—
介護休業中（4月1日現在）	0名	—
妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	夜勤の減免制度※	実施
	半日・時間単位休暇制度※	実施
	所定労働時間の短縮※	実施
看護職員と他職種の業務分担	リハビリ職種の活用※	実施
	患者外出支援における相談員・事務職員との連携	実施
夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等	11時間以上の勤務間隔の確保※	実施
	夜勤の連続回数が2連続まで※	実施
	看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話※	実施

「※」は前年度からの引き続きの取り組み事項